

「白老町一般廃棄物処理基本計画(案)」

についてご意見を募集いたします。(パブリックコメント)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条」で義務付けられている、白老町内の一般廃棄物の処理に関する計画について、「白老町一般廃棄物処理基本計画(案)」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆様にお知らせし、ご意見を募集いたします。

■ご意見を募集する政策等の案の名称

「白老町一般廃棄物処理基本計画(案)」

■ご意見募集期間

令和6年2月1日(木)から令和6年3月1日(金)まで

■政策等の趣旨、目的及び背景

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が義務付けられており、おおむね10年を計画期間とし策定します。本計画は、平成26年度から令和5年度までの期間を満了することから、これまでの取り組みの実績評価、現状のごみ処理の課題などを踏まえ、新たに令和6年度から令和15年度までを計画期間とした計画を策定するものです。

■公表する資料

「白老町一般廃棄物処理基本計画(案)」

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、白老町役場(担当課、町民課窓口)、町内各郵便局(白老郵便局及び白老栄町簡易郵便局を除く)、いきいき4♥6、白老町コミュニティセンター、図書館で入手できます。

■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。（パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。）

- (1) 直接提出 生活環境課 環境グループ（担当課）
役場庁舎
いきいき4♥6
白老町コミュニティセンター
図書館
- (2) 郵送 〒059-0995 白老郡白老町大町1丁目1番1号
生活環境課 環境グループ 宛
※令和6年3月1日（金） 当日消印有効
- (3) FAX (0144) 82-4391 生活環境課 環境グループ 宛
- (4) 電子メール seikatu@town.shiraoi.hokkaido.jp
※町内4郵便局設置資料は添付の返信用封筒にて郵送可能

■提出されたご意見の取扱い

- ・ 提出されたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・ 計画（案）に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・ 口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・ パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

〒059-0995

白老郡白老町大町1丁目1番1号 生活環境課 環境グループ

電話：(0144) 82-2265 FAX：(0144) 82-4391

電子メール：seikatu@town.shiraoi.hokkaido.jp